厚生労働省で看護技官
として働いてみませんか？



2008

看護行政について



医政局看護課長
野村　陽子

厚生労働省では、看護行政、医療安全、保健指導、介護保険、健康保険などの分野で看護技官が約30名働いています。今、看護技官は、看護基礎教育の充実、臨床研修の制度化に向けた検討、訪問看護の推進、生活習慣病予防対策に対する保健指導体制づくり、医療安全に関連した法整備、効果的な介護予防の体制づくり、児童虐待予防、精神障害者の社会復帰促進、介護施設のサービスの質の確保など、様々な課題に取り組んでいます。また、関係機関である独立行政法人医薬品医療機器総合機構や地方自治体へ出向し、活躍している看護技官もいます。

現在、医療機関、教育機関、保健機関などで働いている皆さんは、今の職場で、医療、保健や看護の制度に疑問を感じたことはありませんか。

厚生労働省は、医療、保健、福祉そして介護の制度を所管しており、これらの枠組みの中で、“看護”が行われています。制度は時代の要請に対応して改善していくもので、看護に関連する制度についても、現場のニーズをよく知った看護技官が事務官、医系技官等と一緒になって制度設計をしていくことが重要なことと考えています。

看護職員は全国に約130万人も働いています。130万人の看護職員がそれぞれの場で、自らの能力を十分に発揮できるような制度を整備するために、厚生労働省では看護に情熱を持ち、新しい時代を切り開く研究的センスそして現場感覚のある看護技官を求めています。

看護技官は毎年のように増員されており、配置される部署も拡大をしています。このような看護行政の仕事を看護技官の一員として、国民のために一緒に働く意欲のある方が応募されることを期待しています。

先輩からのメッセージ

霞ヶ関の地に飛び込んで1年余り、ようやく霞ヶ関での暮らしにも慣れてきたように思います。私は、臨床、教育の現場を経験し、行政の現場へやって来ました。昨年度、看護課では、カリキュラム改正に向け、看護基礎教育の充実に関する検討会が開催されました。看護教育のカリキュラム改正は、約５万人の学生と1000ヵ所の学校養成所に関わり、これからの医療の現場を担う看護師をどのように養成するのかという壮大な話です。その重大な責任を痛感すると共に大きな期待に胸が高鳴ります。

厚生労働省は未来に向かっていく、やり甲斐にあふれた職場です。毎日、先輩や仲間達に助けられながら、充実した日々を過ごしています。さらに、素敵な仲間がたくさん増えることを期待しています。

平成１８年度入省
医政局看護課
初村　恵　保健師係長





私は、助産師として約１０年間臨床を経験し、平成１５年に厚生労働省に就職しました。現在は、保険局医療課で診療報酬に関する業務に携わっています。看護に関するデータの作成、検討等が連日続きますが、作業に向かいながらも、看護が何を目指していくべきか考え、取り組んでいます。

就職当初は、看護職として臨床と行政との役割の違いを感じましたが、いくつかの部署を経験し、現場以上に現場の感覚を要すること、看護技官の仕事が医療現場に直結したものであり、またそれが反映されていることを実感しています。一つ一つが全国に影響するもので、相当なエネルギーを使い（時に疲労困憊？して）ますが、それ以上のやり甲斐が確実にある仕事ではないかと思っています。「為せばなる」皆さんをお待ちしています。

平成１５年度入省
保険局医療課
田母神　裕美　看護医療専門官

私は、臨床、教育の経験を経て入省し、今年で6年目になりました。医政局看護課、総務課医療安全推進室を経て、現在は雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室で虐待防止対策を担当しています。入省間もない頃は、初めて聞くお役所用語を理解できずおろおろするばかりで、またプライベートでは妊娠・出産も重なり、わざわざこんな大きなライフイベントを重ねる選択をした自分を呪った？こともありましたが、家族や周囲に支えられ、気付くと６年が経過していました。

厚生労働省での仕事は、対象が国民全てであるというスケールの大きさ、責任の重さが伴いますが、その分、非常にやりがいがあることは言うまでもありません。私は今、「生後4ヶ月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」の推進に携わっていますが、これは110万人の出生全てを訪問するという大事業であり、このような仕事に関われたことに感謝しています。また、今まで出会うことのなかった福祉や民間等の人々との出会いは、財産だと思っています。「若いうちの苦労は買ってでもしろ！！」の精神でどん欲に生きてみませんか？



平成１４年度入省
雇用均等・児童家庭局
総務課虐待防止対策室
来生　奈巳子　保健指導専門官

看護技官の生活について

霞ヶ関の生活は、春と秋は国会、夏の概算要求、冬の予算成立等、政府のスケジュールが基本となります。国会会期中は、議員への説明や他部局との調整で、時には深夜まで国会用務が続くこともあります。また、厚生労働省の仕事は、事件や災害、感染症等が発生すれば、国民の健康被害につながることもあるため、このような事態では緊急的対応が求められます。

そのためか？地下にあるコンビニは24時間営業していますので心配はありません。スパークリングウォーターがブームで、プチスウィーツも充実してます。新人職員はストレスで甘いものの食べすぎには注意しましょう。その他、省内には書店、ドラッグストアとクリーニング店もあります。

看護技官全体の勉強会はほぼ月1回開催しており、歓送迎会等も定期的に開催しています。課によっては、1人配置もあるので、看護技官のネットワークは大切にしています。



看護技官の懇親会も年に数回開催

看護技官からの各部局の紹介

医政局



看護課

保健師助産師看護師法に関することと看護師等の人材確保に関することが業務の柱です。平成18年度はカリキュラム改正の検討会を取りまとめ、今年度は施行の準備をすすめています。また、中長期的な観点にたった看護基礎教育のあり方や新人看護職員の研修制度、訪問看護の推進等についても取り組んでいます。

看護技官は課長を含めて6名が配置されており、研修生も含めて最も看護技官の多い課です。

総務課　医療安全推進室

医療の安全を確保し、医療に対する国民の信頼を維持するため様々な施策に取り組んでいます。看護技官としては、医療安全管理者の業務指針等の作成、診療行為に関連した死亡の死因究明等のあり方に関する検討会やモデル事業の企画運営、周産期オープン病院化モデル事業の推進、研究事業の企画調整等に携わっています。

医療安全は厚生労働省においても最重要課題の１つです。

研究開発振興課　治験推進室

平成19年4月に新設された「新たな治験活性化５カ年計画」に基づき、質の高い最先端の医療が提供できる治験実施体制を確保し、日本発のイノベーションが創出されることを目指して、様々な施策に取り組んでいます。

「治験推進指導官」は室内唯一の看護技官で、我が国の治験・臨床研究のコスト・スピード・質を改善するとともに、被験者に安心して参加してもらえるよう、医療機関の体制整備とそのための諸会議開催に関わる業務等を行っています。

健康局

総務課　保健指導室

地域保健法等に基づき、地域住民の健康の保持増進を目的として、都道府県、市町村、職域等において活動している保健師が行う健康づくり事業や、保健指導等について、企画及び立案、指導を行っています。具体的には、平成２０年度から実施予定の特定健診・保健指導の質の向上に関すること、人材育成及び人材確保、さらにそのための研修・教育に関することなど、総合的に業務を行っています。



国会議事堂　何度も通います

大臣官房

厚生科学課

科学技術に関する総合的企画・調整を行うところで、看護技官は、その専門性を生かし、厚生労働科学研究費等に係る企画・評価を通してライフサイエンス分野の科学技術の推進を図ることが期待されています。

特に、平成１７年度から新たに開始された戦略型研究は、慢性疾患・健康障害を標的とし、その予防・治療介入及び診療の質改善等、行政施策に直結した成果を所管課とともにめざす大規模な臨床介入研究であり、チャレンジングな試みを行っています。



中越沖地震に派遣、県庁職員と打ち合わせ

疾病対策課　臓器移植対策室

臓器の移植に関する法律等を所管しています。看護技官は、脳死下における臓器移植において、その公平性・透明性等を確保する観点から、実地検証及び検証会議の運営に参画しており、また、脳死下でのドナー家族の心情把握等を行い、臓器提供時の心理・社会的な問題を明らかにすることを通じて、今後のより良い移植医療の定着に資する方策等について検討しています。

総務課

児童虐待防止対策室

虐待防止対策室では、児童虐待防止法及び児童福祉法に基づき、虐待の発生予防、早期発見・介入、保護・支援が切れ目なく実施されるよう児童相談所を中心に福祉・保健・医療の関係機関の対応を検討しています。児童虐待防止対策において、医療・保健の役割は大きくなるなかで、看護技官は、主に生後４か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や育児支援家庭訪問事業の推進、産後うつや精神障害を持つ母親への支援の検討、虐待対応医療機関の検討や死亡事例の検証等に中心的に携わっています。



ある日の午後のオフィスの風景

社会･援護局

福祉基盤課

福祉人材確保対策室

社会福祉士・介護福祉士の養成や人材確保が主な仕事です。看護技官は2名配属されており、現在国会審議中の「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正作業や、それに関連して介護福祉士の養成施設の教育内容や基準の見直し、国家試験の委託機関への指導・監督、外国人介護福祉士の受入等に関する業務を行っています。特に、介護技術等の内容について深い理解と判断が求められますので、介護現場等の実態を丁寧に把握しながら、制度が現場サービスから離れないように政策に反映させるのも看護技官に求められている役割です。

障害保健福祉部

精神・障害保健課

精神保健福祉施策は「精神保健医療福祉の改革ビジョン」（平成１６年９月）に基づき、入院医療中心から地域生活中心へと大きな改革を進めており、精神科医療の機能分化・連携促進、退院促進、地域保健医療福祉の充実強化、普及啓発推進等に取組んでいます。看護技官として、精神科訪問看護の充実・強化、地域保健行政における精神保健業務推進の支援、ケアマネジメント推進、PSW等精神科領域のコメディカルの人材育成等に携わっています。

雇用均等児童家庭局

母子保健課

母子保健課では、母子保健法と母体保護法に基づき、妊産婦、児童を対象とした各種施策を立案、実施しています。看護技官は、市町村及び保健所において行われている家庭訪問や妊産婦、乳幼児健康診査などの母子保健事業の推進、妊娠出産から子育てまでの母子保健分野の取組をまとめた「健やか親子21」という国民運動の推進、妊産婦に優しい環境を作るため「マタニティーマーク」の普及や安全・安心なお産の体制作りの支援、保健師、助産師や看護師の技術向上のための研修などに関わっています。

老健局



計画課

介護老人福祉施設、地域密着型サービス拠点の整備や運営基準、認知症対策、高齢者虐待防止、老人保健福祉計画等に関することが主な仕事です。介護老人福祉施設は、入居者の生活の質の向上や終の住処として役割を果たすことが課題となっています。特に、看護技官は、ユニットケアの推進、特養での介護・看護への助言や問い合わせへの対応、感染対策、研究事業、研修を円滑に実施するための他機関との連絡調整を主な業務としています。

老人保健課

老人保健課は、老人保健法に基づく保健事業全般に関すること、介護保険制度における要支援・要介護認定に関すること、介護報酬に関すること、介護予防に関する業務等を所管しています。

看護技官は、これら制度の運営及び改定等に係る技術的視点からの企画提案・助言、自治体及び関係機関職員等に対する制度説明のための全国規模での研修・会議等の企画運営、介護報酬上の技術評価に資する研究調査事業の企画・審査等に従事しています。

保険局

医療課

医療機関の主な収入源である‘診療報酬’に関することが主な仕事です。診療報酬は原則2年に1回改定されますが、改定に向けた検討は中央社会保険医療協議会という場で行われます。

看護技官は安全で質の高い医療・看護を提供するために調査や研究を行ったり現場に脚を運んだりするなど、広い視点から医療提供について情報収集し、診療報酬体系の策定を進めています。来年の春に改定を控え、不眠不休?!の霞が関住人となります。

国民健康保険課

国民健康保険の保険者（市町村国保や国保組合）および国民健康保険団体連合会に対する助言・指導が主な仕事です。

看護技官は2名体制で、特に、保健事業実施指針を考えたり、市町村国保が実施する保健事業や、平成２０年度より義務化される特定健診・保健指導実施に向けた助言・指導、あるいは都道府県や国保連合会に対し、保険者支援ができる力量をつけてもらうための研修実施等を担っています。

看護技官の配属されている課

